

施設・機械等の支援補助事業の比較（担い手支援タイプの国庫事業）

事業名	国庫			担い手確保・経営強化支援事業
	農地効率利用効率化等支援交付金			
	条件不利地域支援タイプ	融資主体支援タイプ	融資主体支援タイプ (先進的農業経営確立支援タイプ)	
対象地区	農業振興地域内 実施要領上の条件不利地域の基準を満たす地域 農家1戸あたりの平均農地面積が概ね0.5ha未満、かつ農地面積が0.5ha未満の農家が概ね5割以上 など	①地域計画が策定されている地域 ②実質化された人・農地プランが作成されている地域 ③農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者が営農する範囲（②、③の場合、「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」により令和6年	同左	農業振興地域内 実質化された人・農地プランの作成地域 農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化を進めていること
対象者	・農家3戸以上が構成員に含まれる団体 ・3戸以上の農家から農地の借り受け又は作業委託を受ける参入企業（中小） など ・上記以外で、意欲ある経営体に代わって機械等を導入することが妥当であると事業実施主体が認める農業協同組合、土地改良区、農業委員会、第3	・認定農業者、認定就農者など、地域計画への位置づけ又は実質化された人・農地プランの中心経営体 ・地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者 ・農地中間管理機構から賃借権の設定を受けた者	同左	実質化された人・農地プランの中心経営体かつ認定農業者、認定新規就農者等 農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者
対象となる内容 (主要要件等)	・農産物の出荷、加工、流通、販売などに必要な施設、農業用機械の導入など  ・簡易な基盤整備 ・同種・同能力の施設等の更新は対象外 ・耐用年数が5～20年（中古農業機械は2年以上）  ・整備内容ごとに50万円以上 ・育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車、フォークリフト等は対象外	・農産物の生産その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械、施設の取得、改良、補強又は修繕 ・農地の改良、造成又は復旧 ・同種・同能力の施設等の更新は対象外 ・耐用年数が5～20年（中古農業機械は2年以上） ・優先枠（スマート農業、グリーン化、集約型農業経営）を設置 ・整備内容ごとに50万円以上 ・トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホーなどの汎用性の高いものは対象外	同左	同左
補助率 及び 補助金額 上限	補助率：1/2（農業機械は1/3）以内  上限：4,000万円	補助率：3/10以内 融資は必須  補助額は、下記のうち最も低い額 補助額＝事業費×3/10 補助額＝融資額 補助額＝事業費－融資額－市町村の助成	補助率：3/10以内 融資は必須  補助額は、下記のうち最も低い額 補助額＝事業費×3/10 補助額＝融資額 補助額＝事業費－融資額－市町村の助成	補助率：1/2以内 融資は必須  補助額は、下記のうち最も低い額 補助額＝事業費×1/2 補助額＝融資額 補助額＝事業費－融資額－市町村の助成
目標設定	目標を1つ設定  経営面積の拡大、耕作放棄地の解消、農業の6次産業化、農産物の高付加価値化、農業経営の複合化、農業経営の持続化、雇用	必須1、選択1以上、配分基準の選択によっては事業関連目標を設定 【必須】付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の増大 【選択】農産物の価値向上、単位面積当たり収量の増加、経営コストの縮減 【事業関連】経営面積の拡大、労働時間の縮減、経営管理の高度化、農作業の共同化、他産業との連携	同左	必須1、選択1以上の目標を設定  【必須】付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の1割以上の増大 【選択】①経営面積の拡大、②農産物の価値向上、③農業経営の複合化、④農業経営の法人化、⑤青色申告の取組、⑥環境配慮の取組、⑦農作業の共同化、⑧労働時間の縮減、⑨輸出の取組
配分基準	要望調査時点で、要望者の経営の状況、それ以前の取組内容に応じて、該当する項目をポイント化し、地区ごとの合計ポイントを総事業費で割り戻し、ポイントの高い地区から予算の範囲内で配分	要望調査時点で、要望者の経営の状況、それ以前の取組内容に応じて、該当する項目をポイント化し、人農地プランの地区ごとに平均化、地区内の農地集積の状況等のポイントを加算し、ポイント	同左	同左
予算額		R4当初：20億円 R5当初：15億円		R2補正：40億円の内数 R3補正：23億円 R4補正：23億円

※R5.2現在の情報によるものです。